



2024年度～2026年度
(令和6年度～令和8年度)

土佐清水市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

[概要版]

2024年(令和6年)3月
土佐清水市



1 計画の趣旨

本市の高齢化率は令和2（2020）年に50%を超え、住民の約半数が高齢者という状況になっています。本市はこれまで、「総合福祉」の考え方のもとで、公的支援だけでない支え合い・助け合いの持続的なネットワーク構築に取り組んできました。介護保険サービスの担い手の不足が顕著になってくる中、住民主体の支え合い・助け合いのネットワーク構築の重要性はこれまで以上に高まっています。

このたび、令和2（2020）年度から取り組んできた「土佐清水市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」が終了します。新たな計画を策定する本市に求められることは、国の制度設計を活用しながら、本市のこれまでの取組みを深化・推進し、地域の特性にあった高齢者福祉を実現することです。

これらのことを踏まえ、本市の新たな施策・事業を位置づけた「土佐清水市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。



2 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

期別	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032
第8期	本計画期間 →								
第9期				→					
第10期							→		



3 計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38（1963）年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法（平成9（1997）年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体として策定し、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

（2）他の計画との関連

本計画は土佐清水市総合振興計画を最上位計画として、福祉関連計画の上位計画である地域福祉計画のもと、保健福祉に関する本市の計画や国・高知県が実施する計画と整合をとりながら策定します。

[計画の位置づけのイメージ]

土佐清水市総合振興計画

土佐清水市地域福祉計画

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

[根拠法]

老人福祉法(第20条の8)

介護保険法(第117条)

健康づくり推進計画

子ども・子育て支援事業計画

障害者計画
障害福祉計画・障害児福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画

等



整合

国・県の政策動向

- 【国】第9期基本指針
介護保険法改正
医療介護総合確保推進法 等
- 【県】高齢者保健福祉計画・
介護保険事業支援計画
保健医療計画 等

4

基本指針の概要

介護保険法第116条第1項に基づき、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっています。市町村は基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされていることから、基本指針は計画作成上のガイドラインとなっています。

第9期介護保険事業計画については、次のような基本指針の見直しが行われました。

① 介護サービス基盤の計画的な整備

主な内容 中長期的な人口構造を勘案した介護サービスの整備、保健・介護予防の一体的な実施

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み

主な内容 地域住民の主体的な参画、家族介護者支援の推進、高齢者虐待防止対策・権利擁護

③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

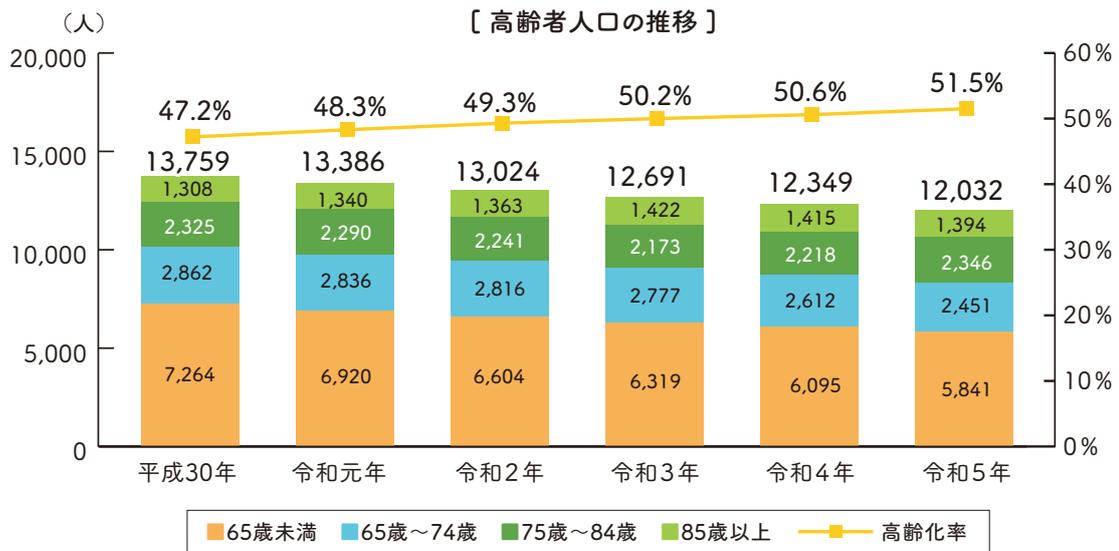
主な内容 介護支援専門員の人材確保、処遇改善・離職防止・外国人材受入環境整



5 高齢者・介護保険を取り巻く現状

(1) 高齢者人口の推移

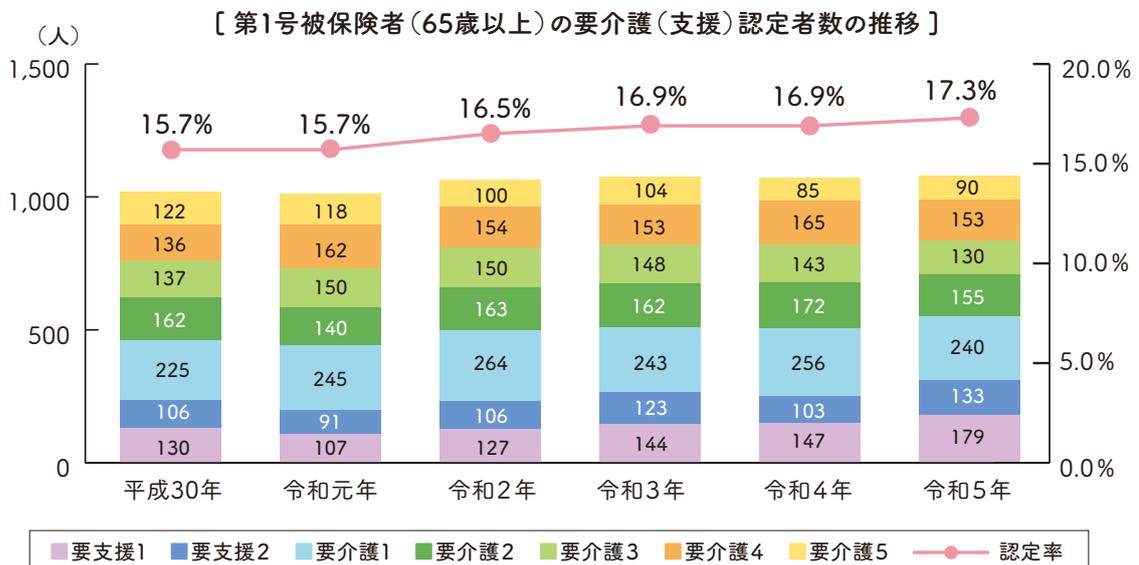
本市は、令和5（2023）年には高齢化率が51.5%となっています。高齢者人口は減少傾向にあり、65～74歳の人口は減少傾向、75～84歳は減少傾向にありましたが、令和3（2021）年から増加に転じています。85歳以上は増加傾向にありましたが、令和3（2021）年から微減傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年9月末日）

(2) 要介護認定者の推移

要介護（支援）認定者数は1,000人超で横ばいに推移しています。認定者は高齢になるほど多いことから、85歳以上の人口が大きく変動していないことも影響していると考えられます。



出典：介護保険事業状況報告（年報）

(1) 本市の基本的な考え方

●土佐清水版地域包括ケアシステムの深化・推進

本市ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう、地域の実情に合った土佐清水版地域包括ケアシステムを構築し、推進してきました。もとより小規模な人口で顔の見える地域づくりができているところも多く、それぞれの地域で昔から育まれてきた支え合い・助け合いの気質により、地域包括ケアシステムの求める住民主体の取組みは本市に根づいてきました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延やケアマネジャーの不足などにより、これまでの取組みを持続することが課題となる中、地域包括支援センターが直営へ移行し、土佐清水版地域包括ケアシステムは新たな取組みを検討する局面にきています。

こうしたことから、本計画においては、土佐清水版地域包括ケアシステムを深化・推進することを念頭に、社会資源を総合的有機的に連携した支援体制を構築・推進します。

●総合福祉による地域共生社会の実現

人口減少により医療・介護の担い手不足も顕著になってきており、市内の事業所のサービスの持続性が課題になっています。限られた社会資源で、必要な人に適正に支援が行き届くよう、本市は「総合福祉」の考え方のもとで住民参加の支え合い体制の確立に取り組んでいます。サービスの持続性確保に取り組みながら、住民主体の取組みを推進することで、切れ目ない支援体制を構築し、本市としての「地域共生社会」の実現を図ります。

(2) 基本理念と地域の将来像

本計画は、第七次総合振興計画基本構想【平成28年度～令和7年度】との調和を保ちながら、国が推進する「地域包括ケア」及び「地域共生社会」や高知県の「日本一の健康長寿県構想」と連動して、これまでの土佐清水らしい高齢者福祉の推進と介護保険事業の展開についての取組みを、今後さらに高めていくためのものです。こうしたことから、基本理念はこれまでのものを継承し、「地域でいきいき あんしん 土佐清水」と定めます。加えて、基本理念を実現した際の地域の将来像も継承するものとします。

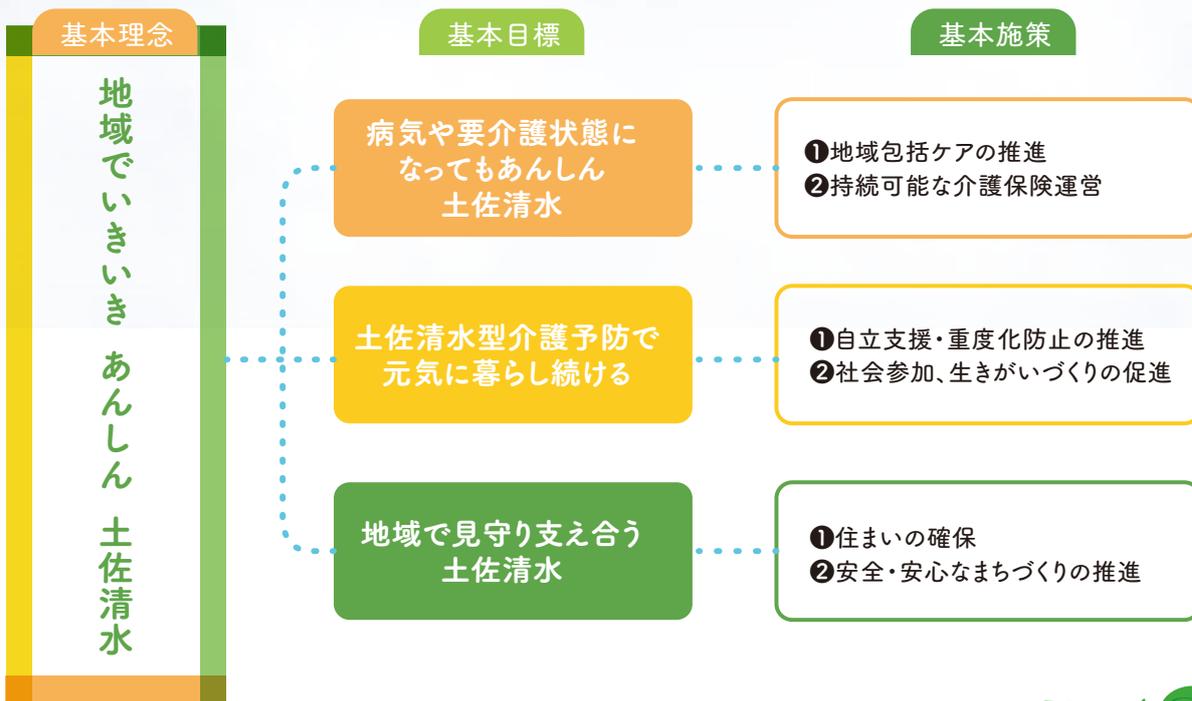
基本理念

地域でいきいき あんしん 土佐清水

地域の将来像

心身ともに健やかに、
生涯いきいきとくらするまち

だれもが互いに支え合い、
生涯あんしんしてくらするまち



(3) 施策一覧

基本目標① 病気や要介護状態になってもあんしん土佐清水

基本施策	主な施策
地域包括ケアの推進	①地域包括支援センターの運営 (1) 総合的な相談支援の実施 (2) 権利擁護の推進 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント
	②在宅医療・介護連携の推進 (1) 医療・介護・福祉の連携体制の充実 (2) 救急医療体制の確保・強化
	③生活支援体制の整備 (1) 生活支援サービスの体制整備 (2) 家族介護者への支援 等
	④認知症高齢者支援の充実 (1) 認知症サポーターの養成 (2) 地域での認知症予防活動の推進 等
	⑤連携ネットワークの強化 (1) 地域包括ケアネットワークの持続性確保 (2) 地域ケア会議の充実
持続可能な介護保険運営	①介護サービスの提供体制の確保・質の向上 (1) 介護人材の育成・確保、業務の効率化 (2) ケアマネジメントの質の向上 等

基本目標②

土佐清水型介護予防で元気に暮らし続ける

基本施策	主な施策
自立支援・重度化防止の推進	①介護予防・生活支援サービス事業の推進 (1) 訪問型サービス (2) 通所型サービス (3) 生活支援サービス (4) 介護予防ケアマネジメント
	②一般介護予防事業の推進 (1) 介護予防普及啓発事業 (2) 地域介護予防活動支援事業 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業 等
	③持続的な介護予防の推進 (1) 介護予防人材の育成 (2) 介護予防拠点の整備 (3) 介護予防・健康づくりの一体推進
社会参加、 生きがいづくりの促進	①就労的活動の支援 (1) 高齢者の就労的活動支援
	②交流活動の促進 (1) あったかふれあいセンター事業 (2) 世代間交流の促進 (3) 老人クラブ活動の充実 等

基本目標③

地域で見守り支え合う土佐清水

基本施策	主な施策
住まいの確保	①高齢者に配慮した住まいの確保 (1) 市営住宅 (2) その他の高齢者向け住宅 等
安全・安心な まちづくりの推進	①支え合いの地域づくり・人づくり (1) 社会福祉協議会との連携 (2) ボランティア・NPOの活性化 等
	②人にやさしいまちづくりの推進 (1) 交通手段の確保 (2) 暮らしやすい住宅づくりの促進 等
	③安全・安心対策の充実 (1) 防災体制の充実 (2) 防犯対策の充実 (3) 交通安全対策の推進 (4) 感染症対策の推進

7

介護保険料の設定

介護報酬改定等を反映したうえで算定した結果、総給付費は第8期計画期間の実績より減少することが見込まれます。さらに準備基金等を活用し、被保険者の負担を抑えることとします。本市は第6期計画以来、基準額を4,850円で維持してきました。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの本市の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）においても、これまでの水準を維持し、次の通り設定します。

第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）

4,850 円

第1号被保険者の介護保険料

所得段階	基準	基準額に 対する割合	介護保険料 年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.285 (0.455)	16,590円 (26,480円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.485 (0.685)	28,230円 (39,870円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方	0.685 (0.69)	39,870円 (40,160円)
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる方のうち、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90	52,380円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる方のうち、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の方	1.00	58,200円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	69,840円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	75,660円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	87,300円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	98,940円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	110,580円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	122,220円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	133,860円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	139,680円

※ () は、消費税を財源とした国の軽減措置を含まない場合の値

土佐清水市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

概要版

発行：土佐清水市健康推進課

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号

[電話] 0880-82-1254 / [FAX] 0880-82-5599